



日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association

参考

「社債券の私募等の取扱い等に関する規則」の概要

平成28年12月21日

日本証券業協会

1. 規則の対象

「審査規定等対象社債券」 の 「私募等の取扱い等」 を対象とする。

当該社債券及びその発行者の信頼性について審査が必要と考えられるもの

<以下の社債券は適用除外>

- ①上場会社、金融機関グループ等、投資適格以上の信用格付を取得した会社等が発行した社債券等（外国会社が発行したものを含む）
- ②振替債、上場プログラムに基づく社債券、①の子会社が発行した社債券、①の保証が付された社債券、投資適格以上の有価証券格付を取得した資産流動化債券等、プロジェクトファイナンスに伴い発行される一定の社債券、政府保証債、国際機関債等
- ③①～②の社債や国債等のリパッケージ債（適切に管理されているもの）

- ・私募
- ・私募の取扱い
- ・少額公募・売出し
- ・私売出し

※ 適格機関投資家私募、適格機関投資家私売出しを除く。

2. 規則の骨子

- 規則の対象となる社債券の私募等の取扱い等を行うに当たっては、
 - ①発行者等の審査（事業の実在性、財務状況の健全性、事業計画の妥当性等）の実施
 - ②発行者等のモニタリングの実施
 - ③顧客（※）への情報提供（発行者の財務状況、資金使途、事業計画等）
※保護預りを行っている顧客（適格機関投資家を除く）に対して行う。他社から移管を受ける場合も、移管先協会員が義務を負う。
を行うとともに、適切な社内規則を制定することとする。
- 審査の結果、適当と認められない場合や、モニタリングを行えない場合は取り扱ってはならない。
- 規則の対象となる社債券の私募等の取扱い等について、勧誘開始基準を設定しなければならない。

3. 「審査」、「情報提供」の内容

「審査」の内容

①審査規定等対象社債券(②以外のもの)

- ・発行者の实在性、事業の实在性
- ・発行者の財務状況の健全性
- ・発行者の事業計画の妥当性
- ・発行者の法令遵守状況・コンプライアンス体制の整備状況
- ・反社会的勢力への該当性等
- ・調達する資金の使途
- ・募集又は売出しの潜脱目的の該当性
- ・保証契約の履行可能性
- ・モニタリングの実行可能性
- ・その他必要な事項

②資産流動化債券

- ・アレンジャーの实在性及び業務遂行能力
- ・資産の流動化のスキームの合理性、適切性
- ・反社会的勢力への該当性等
- ・募集又は売出しの潜脱目的の該当性
- ・保証契約の履行可能性
- ・モニタリングの実行可能性
- ・その他必要な事項

審査の結果を情報提供

勧誘時の「情報提供」の内容

①審査規定等対象社債券(②以外のもの)

- ・発行者の財務状況
- ・発行者の資金使途及び事業計画
- ・保証契約の内容・条件等
- ・その他必要な事項

②資産流動化債券

- ・アレンジャー等の概要
- ・資産の流動化のスキーム
- ・資金使途及び事業計画
- ・保証内容・保証条件
- ・その他必要な事項

4. 「モニタリング」、「情報提供」の内容

定期的・適宜行う「モニタリング」の内容

①審査規定等対象社債券(②以外のもの)

- ・発行者が行う事業の状況
- ・発行者の財務状況の健全性
- ・発行者の法令遵守状況・コンプライアンス体制の整備状況
- ・反社会的勢力への該当性等
- ・調達した資金の用途
- ・募集又は売出しの潜脱目的の該当性
- ・保証契約の履行可能性
- ・その他必要な事項

②資産流動化債券

- ・アレンジャー等の実在性及び業務遂行能力
- ・資産の流動化のスキームの合理性、適切性
- ・反社会的勢力への該当性等
- ・募集又は売出しの潜脱目的の該当性
- ・保証契約の履行可能性
- ・その他必要な事項

モニタリングの結果を定期的に情報提供

定期的な(年1回以上)「情報提供」の内容

①審査規定等対象社債券(②以外のもの)

- ・発行者が行う事業の状況
- ・発行者の財務状況
- ・その他必要な事項

②資産流動化債券

- ・資産の流動化の状況
- ・その他必要な事項

- ・情報提供は、電磁的方法でも可とする。
- ・他社から移管を受ける場合は、原則として移管先協会員が情報提供を行う。

4. 今後のスケジュール

日付	内容	備考
平成28年12月20日	自主規制会議においてパブリックコメント案 審議	
12月21日	会長記者会見	
12月21日 ～平成29年1月20日	パブリックコメント募集	
平成29年2月中旬	自主規制企画分科会、公社債分科会 審議	
2月14日	自主規制会議(規則制定決議)	
2月14日	規則公表	
2月15日	(会長記者会見)	大きな変更がない 場合はHP公表 のみ
4月1日	規則施行	